

ご入学・ご進級おめでとうございます。皆さんが元気に学校生活を送ることができるよう、心と体の健康をサポートする養護教諭の戸軽 映里（とがる えり）です。保健だよりでは、健康に関する情報を発信していきます。どうぞよろしくお願いたします！

健康診断が始まります！

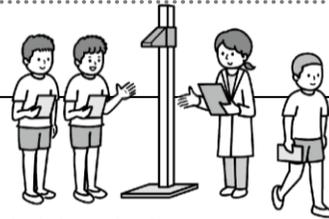
「健康診断」なぜするの？～健康診断の目的～

□自分のからだがどれだけ大きくなったかを知るため

□病気を見つけて早く治すため

□自分のからだのすることを知るため

大切なことは、今の自分のからだの状態を知り、より健康な生活を送るためにはどうすればよいかを考えることです。



日にち	時間	項目と対象者	※備考
4月11日(金)	1校時	身体測定(全学年) 視力検査(全学年) 聴力検査(1, 3年)	※半袖長袖体操服を持ってくること ※眼鏡使用者は眼鏡を持ってくること ※コンタクトレンズ使用者はコンタクトレンズを着用してくること
4月14日(月)	10:15~	心電図・血液検査(1年)	※半袖長袖体操服を持ってくること
4月15日(木)		尿検査(全学年)	※登校時に1Fロビーで提出すること
5月1日(木)	13:20~	歯科検診(全学年)	※昼食後に歯みがきをすること
5月9日(金)	13:30~	内科検診(全学年)	※半袖長袖体操服を持ってくること

そのほか、眼科・耳鼻咽喉科・結核について、問診調査があります。結果が出たものから、受診が必要な人にはお知らせをします。

学校では、放課後の受診治療を優先しています。お知らせを受け取った人は、部活動顧問の先生と相談の上、早めに受診しましょう。

こんなとき、保健室に来てくださいね。

保健室の使い方



保護者の方へお知らせ 重要

子ども医療費助成制度と日本スポーツ振興センター災害給付制度の取り扱いについて

学校管理下でのケガや疾病で受診された場合、日本スポーツ振興センター災害給付制度をご利用になると、《かかった医療費+見舞金1割分》の給付を受けることができます。

令和7年1月より、福井市では、診療ごとに「子ども医療費受給者証」を提示すると窓口負担がなくなりました。しかし、災害給付制度をご利用になると、子ども医療費助成制度をよって医療費負担がない場合であっても、医療費総額の1/10（見舞金）が支給されます。

つきましては、学校管理下のケガや疾病では、この制度をご利用していただきますよう、よろしくお願いたします。

【注意】

以下の場合、災害給付制度の対象外です。

- ・診療点数が500点（医療費が5,000円）未満

問い合わせ先

子ども医療費助成制度 : 福井市役所 子ども福祉課 (0776-20-5412)
スポーツ振興センター災害給付制度 : 学校の養護教諭 (0776-90-3020)

【体操服の貸し出しについて】

体操服を忘れた場合、着替えが必要な場合などの時のために、体操服を貸し出しています。体操服を借りた場合、ご自宅で洗濯し、1週間以内に返却していただきますよう、ご協力よろしくお願いたします。



★校医の先生方のご紹介

- 学校医 貴志 英生 先生 (貴志医院)
- 学校歯科医 篠島 清修 先生 (ささじま歯科医院)
- 学校薬剤師 内藤 真里奈 先生 (エンゼル調剤薬局 本店)

